

みなみのばたの会規約

第1章 総則

(名 称)

第1条 この団体の名称は「みなみのばたの会」と称する。

(所在地)

第2条 この団体の所在地及び主たる事務所を以下の場所に置く。

〒544-0034 大阪府大阪市生野区桃谷 5-5-37 いくのコーライブズパーク A 棟 2 階 特定非営利活動法人コリア NGO センター内

(目 的)

第3条 この団体は、地域のこども・若者に対し、遊び、学び、休息余暇のあらゆる分野・文化の活動に参加できるように支援活動を行い、すべての者がお互いの自己決定と自己実現を図る活動を行うことによって、誰もが差別されず、誰もが自分らしく生きる場所と社会の創造に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この団体は、第3条の目的を達成するために次の事業及び活動を行う。

- ① こども会事業
- ② 子育ての支援・援助活動
- ③ 人権に関する啓発活動
- ④ その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会 員)

第5条 会員は、この団体の目的に賛同し入会したものとする。

(入 会)

第6条

- (1) この団体への入会については、特に条件を定めない。

(2) 会員として入会するものは、入会申込書を代表に提出し、代表の承認を得なければならぬ。代表は、申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(退会)

第7条

- (1) 会員は代表に申し出て、任意に退会することができる。
- (2) 団体の解散又は個人の死亡した場合には退会したもしくはものとみなす。

(除名)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決に基づき、除名することができる。

- ① この規約に違反したとき。
- ② 本会の秩序を著しく害し、又は公序良俗に反する行為をしたとき。

第3章 役員

(役員)

第9条 この団体に次の役員を置くこととする。

- ① この団体を統括する代表を置くこととする。
- ② この団体の代表を補佐する副代表を置くことができる。
- ③ 代表、副代表は総会の互選で選任する。
- ④ また監事を置くこととする。

(役員の職務及び任期)

第10条

- (1) 代表は、この団体を代表し、その業務を統括する。
- (2) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は代表がかけた時、その職務を代行する。
- (3) 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - ① 役員の業務執行の状況を監査すること
 - ② この団体の財産の状況を監査すること。
 - ③ 前2号の規定による監査の結果、この団体の業務または財産に関し不正の行為又は会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には総会に報告

すること。

- (4) 規約、事業計画、監事、運営役員については総会で優先的に決定することとする。
- (5) 役員会の運営役員・監事の任期は2年とする。
- (6) 役員は再任されることができる。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第12条 総会は、以下の事項について議決する。

- ① 事業計画及び活動予算並びにその変更
- ② 事業報告及び活動決算
- ③ 事務局の組織及び運営
- ④ 規約の変更
- ⑤ 解散及び合併
- ⑥ その他の運営に関する重要事項

(開催)

第13条

- (1) 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
- (2) 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - ① 役員会が必要と認め、召集の請求をしたとき。
 - ② 会員総数2分1以上から会議の目的を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
 - ③ 第10条第3項3号の規定により、監事から召集があったとき。

(招集)

第14条

- (1) 総会は、第13条第2項第3号を除き代表が召集する。
- (2) 代表は、第13条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を召集しなければならない。
- (3) 総会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、開催の日の少なくとも5日以内に通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第16条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第17条

- (1) 総会における議決事項は、第14条第3項の規定によってあらかじめ通知された事項とする。
- (2) 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (3) 代表又は会員が総会の目的である事項について提案した場合において、会員の是認が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可否する旨の会員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第18条

- (1) 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- (2) やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

第19条 議会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

- ① 日時及び場所
- ② 会員総数及び出席者（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- ③ 審議事項
- ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
- ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

第4章 資産および会計

(資産の構成)

第 20 条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ① 財産目録に記載された財産
- ② 寄付金及び助成金
- ③ 事業に伴う収益
- ④ 資産から生ずる収益
- ⑤ その他の収益

(会計)

第 21 条

- (1) この団体の会計からの収入、支出は総会への報告を経て承認されなければならぬ。
- (2) この団体からの支出に關わる指針は別途定めることとする。
- (3) この団体の会計年度は 4 月 1 日から 3 月 31 日とし、当初の開始年度は事業開始日からその年度末までとする。
- (4) 決算上余剰金が生じた時は、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(監査)

第 22 条

- (1) 規約が定める期間ごとに監事による監査を受けることとする。
- (2) また監事が必要と判断する場合、事務局業務に対して監査することができる。
- (3) 監事が総会に監査結果を報告し、運営の是正を勧告することができる。

第 5 章 規約の変更

(規約の変更)

第 23 条 この規約を変更しようとするときは、総会において会員総数の 2 分の 1 以上が出席し、その出席者の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

(解散)

第 24 条

- (1) この団体は、次に掲げる事由によって解散する。
 - ① 総会の決議
 - ② 目的とする事業の成功的不能

- (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
- (2) 前項 1 号の事由により解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 25 条 この団体が解散（合併又は破産手続きの決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、特定非営利活動推進法第 11 条 3 項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 26 条 この団体が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

第 5 章 雜則

(その他)

第 27 条 ここに掲げられていない事項については、総会の議決を経て決定することができる。

附則

- (1) この団体の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表 金 カラク
副代表瀬戸 麗
副代表 島村 菜々子
監事 脇田 寛史

- (2) この規約は、2024 年 3 月 13 日より効力を発するものとする。

今改定規約は、2025 年 4 月 1 日より効力を発するものとする。

今改定規約は、2025 年 9 月 16 日から効力を発するものとする。